

佐世保市内の散弾銃使用殺傷事件の概要と今後の対応について

1 事案概要

被疑者（37歳）は、平成19年12月14日午後7時10分ころ、長崎県佐世保市所在のスポーツクラブにおいて、散弾銃を発砲し、被害女性（26歳）及び被害男性（36歳）を殺害したほか、小学生を含む6名を負傷させたものである。

2 被疑者に係る猟銃等の所持許可の状況

長崎県公安委員会から次の4丁の猟銃等の所持許可を受けていた。

① 散弾銃

許可年月日：平成14年7月25日、用途：狩猟・標的射撃

② 散弾銃

許可年月日：平成15年2月21日、用途：狩猟・標的射撃

③ 空気銃

許可年月日：平成15年6月19日、用途：狩猟・標的射撃

④ 散弾銃

許可年月日：平成19年9月15日、用途：狩猟・標的射撃

3 猟銃等の許可行政に係る今後の対応

(1) 当面の対応

- ・ 毎年実施している銃砲検査の早期かつ確実な実施
- ・ 全国銃器担当者会議の開催（許可審査の厳格な運用等を指示）
- ・ 市民からの猟銃に係る銃刀法違反事件の収集方策についての検討

(2) 銃砲の規制を更に厳格にする余地がないかの検討

- ・ 許可及び更新時の審査の在り方についての検討
- ・ 市民からの猟銃に係る銃刀法違反事件の収集方策についての検討